

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

作成マニュアル（八王子市版）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した排出事業者（中間処理業者を含む）は、前年度1年間の交付等の状況について報告書を作成し、都道府県知事又は政令市長に報告しなければなりません。

[根拠法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」）第12条の3第7項]

本マニュアルは、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の作成方法及び提出方法についてまとめたものです。報告書作成・提出の際の参考にしてください。

※ 平成27年4月より、東京都から八王子市に産業廃棄物に係る事務が移譲されました。

八王子市内の事業場において交付したマニフェスト ⇒ 八王子市へ

八王子市以外の都内の事業場において交付したマニフェスト ⇒ 東京都へ

それぞれ報告書を提出してください。

★ 重要！

報告制度の概要が「**1 報告制度の概要（ポイント）**」（3ページ）に記載されています。最初に目を通してください。

★ 水銀を含む産業廃棄物について

平成29年10月1日から、「水銀使用製品産業廃棄物」と「水銀含有ばいじん等」の区分が追加されたことにより、本マニュアルや様式が少し変わっておりますので、ご注意ください。

（担当部署）

八王子市 資源循環部 廃棄物対策課

電話 042-620-7541

目次

1 報告制度の概要（ポイント）	3
2 報告書様式の入手方法	4
(1) インターネットからダウンロード	4
(2) 郵送での入手	4
(3) 窓口での入手	4
3 提出方法・提出先（八王子市内の事業場についての報告書）	4
(1) 提出方法	4
(2) 提出部数	4
(3) 提出先	5
(4) 問合せ先	5
4 記入方法	6
表1 業種一覧	11
表2 産業廃棄物の種類	13
表3 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）	16
5 Q&A	17
1 報告が必要かどうかの判断	17
2 報告書の作成、提出について	17
3 記入方法について（1）： 報告者、事業場の情報	18
4 記入方法について（2）： 管理票について（廃棄物の種類、運搬先等）	19
5 産業廃棄物処理業者（中間処理業者）に関するもの	22
6 その他	22

1 報告制度の概要（ポイント）

報告頻度	<p>★ 報告は年 1 回</p> <p>前年度 4 月 1 日～ 3 月 31 日までに交付したマニフェストについて、6 月 30 日までに報告します。</p> <p>（例）令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日までの実績を、令和 6 年 6 月 30 日までに提出</p>
報告対象者	<p>★ 報告対象者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した者</p> <p>前年度にマニフェストを交付した場合は、量の多少に関わらず報告書の提出が必要です。</p> <p><u>前年度に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなかった場合は、報告書の提出は不要です。</u></p>
報告書のとりまとめ方	<p>★ 事業場単位で作成</p> <p>産業廃棄物の排出場所の住所が異なれば、別事業場となり、別々に報告書を作成しなければなりません。</p> <p><例外> 八王子市の区域内に、設置が短期間である又は所在地が一定しない事業場が 2 つ以上ある場合は、これらの事業場を 1 事業場としてまとめて報告書を作成</p> <p>（例 1）建設工事現場</p> <p>（例 2）リース会社が廃棄物となったリース品を客先で産業廃棄物処理業者に引き渡した場合</p>
報告書の提出先	<p>★ 報告書の提出先は事業場所在地の都道府県又は政令市</p> <p><u>八王子市内の事業場については、八王子市に報告書を提出</u>（提出先は 5 ページを参照）。</p>
その他	<p>★ 添付書類は不要</p> <p>マニフェストやその写しの添付は必要ありません。必要事項を記入した報告書のみを提出してください。</p> <p>★ 電子マニフェスト使用の場合は報告不要</p> <p>電子マニフェスト使用分については、公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター（電子マニフェストの運用組織）が都道府県知事又は政令市長等に報告を行いますので、排出事業者が自ら報告する必要はありません。</p> <p><u>なお、紙マニフェストと電子マニフェストの両方を使用した場合は、紙マニフェスト使用分についてのみ報告が必要です。</u></p>

2 報告書様式の入手方法

次のいずれかの方法で報告書様式を入手してください。

(1) インターネットからダウンロード

八王子市のホームページからダウンロードできます。

〈アクセス手順〉

くらしの情報 > ごみ・リサイクル > 事業者の方へ > 産業廃棄物 > 産業廃棄物の排出に関する
こと > 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について

(2) 郵送での入手

次の住所に、

- ①産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式を送付してほしい旨を記載したメモ
 - ②180円切手を貼付し、宛名を記載した返信用封筒
- ① ②を下記まで郵送してください。返信用封筒に報告書様式を同封して返送します。

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目2-4番1号

八王子市 資源循環部 廃棄物対策課

★ お手数ですが封筒に「報告書様式の請求」と朱書きで御記入ください。

(3) 窓口での入手

直接、次の窓口にご来庁ください。

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目2-4番1号

八王子市本庁舎2階 資源循環部 廃棄物対策課

★ 受付時間：平日の午前8時30分～12時、午後1時～5時（事前連絡は不要です）

3 提出方法・提出先 【八王子市内の事業場の報告】

(1) 提出方法 郵送又は窓口へ持参

(2) 提出部数 1部

※ 提出記録を残したい場合は、簡易書留、宅配便など記録が残る方法で提出してください。（原則、到着確認についての問合せはしていません）。

※ 窓口に報告書2部を直接持参した場合は、その場で受付印を押印した報告書1部を返却します。郵送での提出の場合は、報告書2部及び返信用封筒を同封してください。

※ CD-R及びDVD-Rでの提出は受付していません。

(3) 提出先

(1) 郵送の場合

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目2 4 番1号

八王子市 資源循環部 廃棄物対策課

★ お手数ですが封筒に「管理票交付等状況報告書在中」と朱書きで御記入ください。

(2) 窓口を持参の場合

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目2 4 番1号

八王子市本庁舎2階 資源循環部 廃棄物対策課

★ 受付時間：平日の午前8時30分～12時、午後1時～5時（事前連絡は不要です）

※CD-R及びDVD-Rでの提出は受付しておりません。

(4) 問合せ先

八王子市 資源循環部 廃棄物対策課

問合せ専用直通電話 042 - 620 - 7541

★ 受付時間： 平日の午前8時30分～12時、午後1時～5時

4 記入方法

様式第三号(第八条の二十七関係)

実績年度

総ページ

現在のページ

報告書提出日

1 / 2 ページ

※ 記入内容について、問合せをさせていただきます場合があります。余白に担当者様の連絡先をご記入ください。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (年度)

報告者 住所 東京都八王子市〇×*-*-*
 氏名 ① 八王子工業(株) 代表取締役 八王子 太郎
 (注) ①は042-*-*-*-*
 電話番号

平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	八王子工場		E24 金属製品製造業						
事業場の所在地	〒193-9876 東京都八王子市元本郷町*-*-*		電話番号 03-(*)*-*-*						
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	④ ⑤ ⑥ ⑦ (株) ⑧ 商事					〒193-〇〇 東京都八王子市△町*-*	⑩ *	(株) ⑪ リサイクル	
2	④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫	2.8	1	01****	八王運輸(株)	〒193-〇〇〇〇 東京都八王子市△△町*-*	10****	(株) 八王リサイクル	
3	④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫	1.8	1	01****	八王運輸(株)	〒193-〇〇〇〇 東京都八王子市△△町*-*	10****	(株) 八王リサイクル	
4	④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫	4.1	2	01****	八王運輸(株)	〒193-*-*-* 東京都八王子市××町△△	20****	八王金属(株)	

⑫ 通常は記入不要(運搬先と同じため) ※最終処分場の記入ではありません。

備考
 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日まで
 2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が定期間であり、又は所在地が一定しない事業場
 3 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が定期間であり、又は所在地が一定しない事業場
 4 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が定期間であり、又は所在地が一定しない事業場
 5 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が定期間であり、又は所在地が一定しない事業場
 6 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が定期間であり、又は所在地が一定しない事業場
 7 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が定期間であり、又は所在地が一定しない事業場
 8 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が定期間であり、又は所在地が一定しない事業場
 9 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が定期間であり、又は所在地が一定しない事業場
 10 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が定期間であり、又は所在地が一定しない事業場
 11 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が定期間であり、又は所在地が一定しない事業場
 12 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が定期間であり、又は所在地が一定しない事業場

④、⑧、⑨、⑪ の全てが同じマニフェストについて、それぞれ、排出量の合計、マニフェストの枚数を記入してください。

④、⑧、⑨、⑪ のいずれか1つでも異なる場合は、別の行に分けて記入してください。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日 平成 年 月 日 交付番号

氏名又は名称 八王子工業(株) 電話番号 042(*)*-*-* 東京都八王子市〇×*-*-*

事業場(排出場所) 八王子工場 電話番号 042(*)*-*-* 東京都八王子市元本郷町*-*-*

排出物の種類(普通) ④ 0100 燃えがら ⑤ 0200 汚泥 ⑥ 0300 廃油 ⑦ 0400 廃酸 ⑧ 0500 廃アルカリ ⑨ 0600 廃プラスチック類 ⑩ 0700 紙くず ⑪ 0800 木くず ⑫ 0900 繊維くず ⑬ 1000 動植物性残さ ⑭ 1100 ゴムくず

種類(特別管理産業廃棄物) ⑮ 1200 金属くず ⑯ 1300 汚泥等 ⑰ 1400 鉱さい ⑱ 1500 がれき類 ⑲ 1600 家畜のふん尿 ⑳ 1700 家畜の死体 ㉑ 1800 ばいじん ㉒ 1900 13号廃棄物 ㉓ 2000 引火性廃油 ㉔ 2010 引火性廃油(有害) ㉕ 2100 強酸 ㉖ 2110 強酸(有害) ㉗ 2200 強アルカリ ㉘ 2210 強アルカリ(有害) ㉙ 2300 感染性廃棄物 ㉚ 2410 PCB等 ㉛ 2421 廃石棉等 ㉜ 2422 指定下水汚泥 ㉝ 2423 鉱さい(有害)

⑤ → 8 m³ コンテナ

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑦ ⑧ 八王運輸(株) 住所 〒 電話番号 042(*)*-*-* 東京都八王子市△△町*-*

⑨ ⑩ ⑪ ⑫ (株)八王リサイクル 住所 〒 電話番号 042(*)*-*-* 東京都八王子市△△町*-*

⑩ ⑪ (株)八王リサイクル 住所 〒 電話番号 042(*)*-*-* 東京都八王子市△△町*-*

⑦、⑩の許可番号については、委託契約書を参照し、下6桁(全国共通)を記入してください。

発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会

上記報告書『番号2』のマニフェスト伝票

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
5	蛍光灯・ランプ (水銀製品)	0.1	10	*****	(株)八王子市 商事	〒192-*** 東京都八王子市××町△△ △	*****	八王金属(株)	〒
6	ガラス・コンクリート 陶磁器くず	1.1	1		自社運搬	〒192-*** 東京都八王子市△△町** *	*****	(株)八王子サイクル	〒
7	金属くず	1.5	1	*****	(株)八王子商 事	〒193-***** 東京都八王子市△▽*- *-*	有償売却	(株)八王子加 工	〒
8	廃PCB等	0.3	1	*****	八王子運輸(株)	〒192-***** 東京都八王子市○○*-*		自社施設	〒
9	金属くず	2.2	5	*****	(株)八王子商 事	〒193-***** 東京都八王子市△○町*- *-*	再生事業者 第000号	(株)八王子商 店	〒
10									〒
15									〒

① 報告者の氏名

法人の場合 : 法人名 + 代表者名
 個人事業主の場合 : 事業主の氏名

★ 押印は不要です。

※ 担当者

⇒ 記入内容について、後日お問合せをさせていただく場合があります。
 「担当者の氏名」「担当者の連絡先」を余白にご記入ください。

※ 移転、合併をした場合

⇒ 移転前、移転後、合併前、合併後を、それぞれ提出する必要があります。

移転については、『5 Q&A 2 報告書の作成、提出について
 Q 8 (18 ページ)』

合併については、『5 Q&A 3 記入方法について(1) : 報告者、
 事業場の情報 Q12 (18 ページ)』を参照してください。

② 事業場の名称、事業場の所在地

マニフェストの「事業場（排出事業場）」に記載されている名称、所在地を記入してください。

- ※ 建設工事について、複数の現場の実績を1事業場として報告する場合
 ⇒ 八王子市内の事業場について報告書を作成してください。
 ⇒ 事業場の名称に「市内各工事現場」、所在地に「市内各所」と記入してください。
 支店ごとに別々に作成したい場合は、事業場の名称に「〇〇支店
 都内各工事現場」のように支店名を含めて記入してください。

様式第三号(第八条の二十七関係) 1 / ページ

産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成 年度)

東京都知事 殿 報告者 平成 年 月 日
 住所

複数の現場を1事業場とする場合の記入例

氏名 (フリガナ) _____
 電話番号 _____

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	市内各工事現場	業種	D06 総合工事業
事業場の所在地	〒 - 市内各所	電話番号 ()	
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数
		運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称
		運搬先の住所	処分受託者の許可番号
			処分受託者の氏名又は名称
			処分場所の住所

③ 業種

『表1 (11～12 ページ)』から **1つ** を選択し、**報告者の主たる業種** を記入してください(業種記号のみでも可)。

④ 産業廃棄物の種類

マニフェストの「産業廃棄物の種類」欄に記載(チェック)されている内容を確認し、『表2 (13～14 ページ)』の中から **1つ** を選択し、記入してください。

廃棄物種類の詳細が記入してある場合

⇒ マニフェストは、**廃棄物の種類ごと** に交付することが義務付けられています(法施行規則第8条の20第1号)。ただし、電話機などのように、排出段階で複数の種類の廃棄物が一体不可分の状態で混合している場合は、1枚のマニフェストにまとめることが認められています。

⇒ 「廃棄物の種類」を記入し、括弧書きにて詳細を記入してください。

「廃棄物の種類」に、複数チェックがある場合は「その他混合廃棄物」と記入し、チェックの入っている廃棄物を括弧書きにて、すべて記入してください。

例) 「廃プラスチック類」「金属くず」「ガラ陶」にチェックがある場合
 ⇒ その他混合廃棄物(廃プラ、金属、ガラ陶)

⑤ 排出量 (t)

④、⑧、⑨、⑩の全てが同じマニフェストについて、排出量の合計を記入してください。マニフェストにトン以外 (m³、kg、ℓ、など) の単位で数量が記載されている場合は、トンに換算してください。換算方法は、『表3 (15 ページ)』を参照してください。

⑥ 管理票の交付枚数

④、⑧、⑨、⑩の全てが同じマニフェストの枚数を記入してください。枚数は、A 票の枚数を数えてください。

⑦ 運搬受託者の許可番号

許可番号の下6桁を記入してください (同一事業者であれば全国共通です)。許可番号は、契約書に添付されている収集運搬業者の許可証の写しに記載されています。
(例) 許可番号 13-00-999999 ⇒ 「999999」と記入する
運搬を委託せずに、自社が運搬した場合は、空欄にしてください。『2 ページ以降用報告書 番号6 (7 ページ)』を参照してください。

⑧ 運搬受託者の氏名又は名称

マニフェストの「運搬受託者」欄に記載されている「氏名又は名称」を記入します。運搬を委託せずに、自社が運搬した場合は、「自社運搬」と記入してください。『2 ページ以降用報告書 番号6 (7 ページ)』を参照してください。

※ 個人事業主に運搬 (処分) を委託している場合
⇒ 個人名で運搬 (処分) 許可を取得している場合があります。委託契約書に添付されている、許可証の写しを確認し、必ず許可証に記載されている名称で記入をしてください。

⑨ 運搬先の住所

マニフェストの「運搬先の事業場 (処分事業場)」欄に記載されている住所を記入してください。

⑩ 処分受託者の許可番号

許可番号の下6桁を記入してください (同一事業者であれば、全国共通です)。許可番号は、契約書に添付されている処分業者 (中間処理業者または最終処分業者) の許可証の写しに記載されています。
(例) 許可番号 13-20-999999 ⇒ 「999999」と記入する

⑪ 処分受託者の氏名又は名称

manifestoの「処分受託者」欄に記載されている「氏名又は名称」を記入します。

※ 持込先で原料等として買い取ってもらえるが、運搬経費が買取金額以上となるために、収集運搬の部分が廃棄物扱いとなる場合

⇒ 処分受託者の許可番号欄には、「有償売却」と記入し、処分受託者の氏名欄には「有償売却」した業者名を記入してください。『2ページ以降用報告書 番号7（7ページ）』を参照してください。

※ 自社施設Aから自社施設Bへの廃棄物の移動を委託した場合（処分を委託しなかった場合）

⇒ 処分受託者の氏名欄には、「自社施設」と記入し、処分受託者の許可番号は、空欄にしてください。『2ページ以降用報告書 番号8（7ページ）』を参照してください。

※ 再生事業者と委託契約を結んでいる場合

⇒ 処分受託者の許可番号欄に、「再生事業者番号」を記入し、処分受託者の氏名には、業者名を記入してください。処分受託『2ページ以降用報告書 番号9（7ページ）』を参照してください。

⑫ 処分場所の住所

通常は運搬先住所と同一のため、記入は不要です。manifestoには「運搬先の事業場（処分事業場）」となっています。

表1 業種一覧

- ・ 業種は下表の**中分類**から**報告者の業種1つ**を選択してください。
- ・ 事業場で複数の事業を行っている場合は、**報告者の主たる業種1つ**を選んでください。
- ・ 事業場が本社の場合は、**会社全体の主たる業種1つ**を選んでください。
- ・ 分類方法は日本標準産業分類（令和5年7月告示）を使用しています。詳細は、総務省のホームページを参照してください。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm

・ 間違いの多いもの

- ①自社製品の倉庫 : 本業の業種（倉庫業ではない）
 (例) 医薬品メーカーの自社製品倉庫は「E16 化学工業」
- ②テナントビル : ビル管理会社がマニフェストを交付している場合は、ビル管理会社の業種である「K69 不動産賃貸業・管理業」（テナントの業種ではない）
- ③保健所 : 「P 84 保健衛生」
- ④保育園 : 「P 85 社会保険・社会福祉・介護事業」
- ⑤幼稚園、小学校、中学校、高等学校 : 「O81 学校教育」
- ⑥動物病院 : 「L 74 技術サービス業(他に分類されないもの)」（医療業ではない）
- } ※地方公務は、本来の立法・行政事務を行う事業場のみ

大分類	中分類
農業、林業	A01 農業 A02 林業
漁業	B03 漁業(水産養殖業を除く) B04 水産養殖業
鉱業、採石業、砂利採取業	C05 鉱業, 採石業, 砂利採取業
建設業	D06 総合工事業 D07 職別工事業 (設備工事業を除く) D08 設備工事業
製造業	E09 食料品製造業 E10 飲料・たばこ・飼料製造業 E11 繊維工業 E12 木材・木製品製造業 (家具を除く) E13 家具・装備品製造業 E14 パルプ・紙・紙加工品製造業 E15 印刷・同関連業 E16 化学工業 E17 石油製品・石炭製品製造業

大分類	中分類
製造業 (続き)	E18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く) E19 ゴム製品製造業 E20 なめし革・同製品・毛皮製造業 E21 窯業・土石製品製造業 E22 鉄鋼業 E23 非鉄金属製造業 E24 金属製品製造業 E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具製造業 E27 業務用機械器具製造業 E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 E29 電気機械器具製造業 E30 情報通信機械器具製造業 E31 輸送用機械器具製造業 E32 その他の製造業
電気・ガス・熱供給・水道業	F33 電気業 F34 ガス業 F35 熱供給業 F36 水道業

大分類	中分類
情報通信業	G37 通信業 G38 放送業 G39 情報サービス業 G40 インターネット附随サービス業 G41 映像・音声・文字情報製作業
運輸業、郵便業	H42 鉄道業 H43 道路旅客運送業 H44 道路貨物運送業 H45 水運業 H46 航空運輸業 H47 倉庫業 H48 運輸に附随するサービス業 H49 郵便業(信書便事業を含む)
卸売業、小売業	I50 各種商品卸売業 I51 繊維・衣服等卸売業 I52 飲食料品卸売業 I53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 I54 機械器具卸売業 I55 その他の卸売業 I56 各種商品小売業 I57 織物・衣服・身の回り品小売業 I58 飲食料品小売業 I59 機械器具小売業 I60 その他の小売業 I61 無店舗小売業
金融業、保険業	J62 銀行業 J63 協同組織金融業 J64 貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関 J65 金融商品取引業, 商品先物取引業 J66 補助的金融業等 J67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)

大分類	中分類
不動産業、物品賃貸業	K68 不動産取引業 K69 不動産賃貸業・管理業 K70 物品賃貸業
学術研究、専門・技術サービス業	L71 学術・開発研究機関 L72 専門サービス業 (他に分類されないもの) L73 広告業 L74 技術サービス業 (他に分類されないもの)
宿泊業、飲食サービス業	M75 宿泊業 M76 飲食店 M77 持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業、娯楽業	N78 洗濯・理容・美容・浴場業 N79 その他の生活関連サービス業 N80 娯楽業
教育、学習支援業	O81 学校教育 O82 その他の教育, 学習支援業
医療、福祉	P83 医療業 P84 保健衛生 P85 社会保険・社会福祉・介護事業
複合サービス事業	Q86 郵便局 Q87 協同組合 (他に分類されないもの)
サービス業(他に分類されないもの)	R88 廃棄物処理業 R89 自動車整備業 R90 機械等修理業(別掲を除く) R91 職業紹介・労働者派遣業 R92 その他の事業サービス業 R93 政治・経済・文化団体 R94 宗教 R95 その他のサービス業 R96 外国公務
S 公務(他に分類されるものを除く)	S97 国家公務 S98 地方公務

表2 産業廃棄物の種類

- 産業廃棄物の種類は、下表の中から1種類を選択してください。
- Manifestoの「廃棄物の種類」欄に、複数の種類が記載(チェック)されている場合は、混合廃棄物(次頁の表の(42)~(50)、(71))の中から1つを選択し、詳細を括弧書きにて記入してください。
- 廃棄物の種類は、下表の「省略表記」で記載してもかまいません。

廃棄物の種類	省略表記	廃棄物の種類	省略表記		
(1) 燃え殻		石綿含有産業廃棄物	(23) 建設混合廃棄物(石綿含有産業廃棄物)	建設混合(石綿含有)	
(2) 汚泥			(24) ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)	ガラ陶(石綿含有)	
(3) 廃油			(25) 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物)	廃プラ(石綿含有)	
(4) 廃酸			(26) がれき類(石綿含有産業廃棄物)	がれき類(石綿含有)	
(5) 廃アルカリ			(27) 紙くず(石綿含有産業廃棄物)	紙くず(石綿含有)	
(6) 廃プラスチック類	廃プラ		(28) 木くず(石綿含有産業廃棄物)	木くず(石綿含有)	
(7) 紙くず			(29) 繊維くず(石綿含有産業廃棄物)	繊維くず(石綿含有)	
(8) 木くず			(30) 汚泥(石綿含有産業廃棄物)	汚泥(石綿含有)	
(9) 繊維くず			水銀使用製品産業廃棄物	(31) 電池類(水銀使用製品産業廃棄物に限る)	電池類(水銀製品)
(10) 動植物性残さ				(32) 蛍光灯・水銀ランプ(水銀使用製品産業廃棄物に限る)	蛍光灯・ランプ(水銀製品)
(11) 動物系固形不要物		(33) 医薬品(水銀使用製品産業廃棄物に限る)		医薬品(水銀製品)	
(12) ゴムくず		(34) 血圧計・体温計(水銀使用製品産業廃棄物に限る)		血圧計・体温計(水銀製品)	
(13) 金属くず		(35) その他の産業廃棄物(水銀使用製品産業廃棄物に限る)		その他(水銀製品)	
(14) ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラ陶				
(15) 鉱さい					
(16) がれき類					
(17) コンクリート破片					
(18) アスファルト・コンクリート破片					
(19) 動物のふん尿					
(20) 動物の死体					
(21) ばいじん					
(22) 13号廃棄物					

廃棄物の種類		省略表記	廃棄物の種類		省略表記
水銀含有ばいじん等	(36) (水銀含有ばいじん等に限る)	ばいじん (水銀含有)	特定有害産業廃棄物	(58) 廃PCB等	
	(37) 燃え殻 (水銀含有ばいじん等に限る)	燃え殻 (水銀含有)		(59) PCB汚染物	
	(38) 汚泥 (水銀含有ばいじん等に限る)	汚泥 (水銀含有)		(60) PCB処理物	
	(39) 廃酸 (水銀含有ばいじん等に限る)	廃酸 (水銀含有)		(61) 廃石綿等	
	(40) 廃アルカリ (水銀含有ばいじん等に限る)	廃アルカリ (水銀含有)		(62) 鉱さい (特定有害産業廃棄物)	鉱さい (有害)
	(41) 鉱さい (水銀含有ばいじん等に限る)	鉱さい (水銀含有)		(63) 燃え殻 (特定有害産業廃棄物)	燃え殻 (有害)
(42) 建設混合廃棄物	建設混合	(64) 廃油 (特定有害産業廃棄物)		廃油 (有害)	
(43) " (安定型のみ)	安定型混合	(65) 汚泥 (特定有害産業廃棄物)		汚泥 (有害)	
(44) " (管理型を含む)	管理型混合	(66) 廃酸 (特定有害産業廃棄物)		廃酸 (有害)	
(45) シュレッダーダスト		(67) 廃アルカリ (特定有害産業廃棄物)		廃アルカリ (有害)	
(46) 廃自動車		(68) ばいじん (特定有害産業廃棄物)		ばいじん (有害)	
(47) 廃電気機械器具		(69) 処分するために処理したもの (特定有害産業廃棄物)		処分するために処理したもの (有害)	
(48) 廃電池類		(70) 廃水銀等			
(49) 複合材		(71) その他特別管理産業廃棄物		その他特管	
(50) その他混合廃棄物	その他混合				
(51) 引火性廃油					
(52) 引火性廃油 (有害)					
(53) 強廃酸					
(54) 強廃酸 (有害)					
(55) 強廃アルカリ					
(56) 強廃アルカリ (有害)					
(57) 感染性産業廃棄物	感染性廃棄物				

○ 混合廃棄物の具体例

廃棄物の名称	産業廃棄物の種類	報告書に記載する産業廃棄物の種類
電話機	廃プラ、金属くず	(47) 廃電気機械器具
自動販売機	廃プラ、金属くず、ガラ陶	(47) 廃電気機械器具
蛍光灯 (水銀含む場合)	—	(32) 蛍光灯・水銀ランプ(水銀使用製品産業廃棄物に限る)
(含まない場合)	廃プラ、金属くず、ガラ陶	(47) 廃電気機械器具
乾電池、蓄電池 (水銀含む場合)	—	(31) 電池類(水銀使用製品産業廃棄物に限る)
(含まない場合)	汚泥、廃プラ、金属くず	(48) 廃電池類
机、イス	廃プラ、金属くず	(50) その他混合廃棄物

※水銀使用製品産業廃棄物に該当する場合は、種類内訳の括弧書きは不要です。(7ページの「番号5」の記載例を参考にしてください)

○ 間違いが多いもの

- ①廃タイヤ : 廃プラスチック類(合成ゴムのため)
- ②廃石膏ボード : ガラス・コンクリート・陶磁器くず
- ③コンクリートくず : 工作物の新築、改築又は除去に伴い生じたもの⇒がれき類
製造過程において生じたもの⇒ガラス・コンクリート・陶磁器くず
- ④引火性廃油(有害)、強廃酸(有害)、強廃アルカリ(有害)
: 有害物質を含むもの ※『特定有害産業廃棄物』とは異なります。(P 14 参照)

<重要>

マニフェストは、**廃棄物の種類ごと**に交付することが義務付けられています。(法施行規則第8条の20第1号)。

ただし、電話機などのように、排出段階で複数の種類の廃棄物が一体不可分の状態で混合している場合は、1枚のマニフェストにまとめることが認められています。排出段階で**分別が可能(例 ビン、缶、ペットボトル等)**な場合は、運用方法を見直し、**廃棄物の種類ごとにマニフェストを交付**してください。

表3 産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

- ・ 自社で換算係数を算出できる場合は、その係数を使用して重量へ換算してください。
- ・ 自社で換算係数を算出できない場合は、下表の換算係数を使用して、次式により重量に換算できます。

$$\text{【重量】(t)} = \text{【体積】(m}^3\text{)} \times \text{【換算係数】(t/m}^3\text{)}$$

$$\text{【重量】(t)} = \text{【重量】(kg)} \div 1,000$$

$$\text{【重量】(t)} = (\text{【容積】(l)} \div 1,000) \times \text{【換算係数】(t/m}^3\text{)}$$

産業廃棄物の種類	換算係数 (t/m ³)	産業廃棄物の種類	換算係数 (t/m ³)
燃え殻	1.14	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	1.00
汚泥	1.10	鋳さい	1.93
廃油	0.90	がれき類	1.48
廃酸	1.25	動物のふん尿	1.00
廃アルカリ	1.13	動物の死体	1.00
廃プラスチック類	0.35	ばいじん	1.26
紙くず	0.30	13号廃棄物	1.00
木くず	0.55	建設混合廃棄物	0.26
繊維くず	0.12	廃電気機械器具	1.00
動植物性残さ	1.00	感染性産業廃棄物	0.30
動物系固形不要物	1.00	廃石綿等	0.30
ゴムくず	0.52		
金属くず	1.13		

本表は、環境省が平成18年12月27日に示した参考値である。

「その他混合廃棄物」については、廃棄物の種類ごとにあん分したのち、各廃棄物の換算係数をかけ、トン(t)に直した合計を記入してください。

例) 「その他混合廃棄物(廃プラ、ガラ陶) 90 m³」の場合。

$$\begin{array}{l} \text{廃プラ } 60 \text{ m}^3 \Rightarrow 60 \text{ m}^3 \times 0.35 = 21 \text{ t} \\ \text{ガラ陶 } 30 \text{ m}^3 \Rightarrow 30 \text{ m}^3 \times 1.00 = 30 \text{ t} \end{array} \quad \left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{廃プラ } 60 \text{ m}^3 \Rightarrow 60 \text{ m}^3 \times 0.35 = 21 \text{ t} \\ \text{ガラ陶 } 30 \text{ m}^3 \Rightarrow 30 \text{ m}^3 \times 1.00 = 30 \text{ t} \end{array}} \right\} \text{合計 } \underline{51.0 \text{ t}}$$

※蛍光灯、電話機、ロッカー等の排出量が、台数等で記入されている場合は、委託した処理業者や、メーカーのホームページ等で重量を確認してください。

5 Q&A

1 報告が必要かどうかの判断

Q 1 昨年度は、産業廃棄物の排出量が0だったが、報告書を提出する必要があるのか？

産業廃棄物の排出量が0だった年度については、報告書の提出は不要です。

※産業廃棄物のマニフェストを交付した事業者のみが、報告の対象となります。

Q 2 専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維）のみを扱う業者（専ら業者）に産業廃棄物の処理を委託したが、報告が必要か？

専ら業者に処理を委託した産業廃棄物については、マニフェストの交付が必要ないため、報告対象外です。ただし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用して排出した場合は報告する必要があります。

Q 3 家電製品を排出した場合、報告は必要か？

家電リサイクル伝票を使用するため報告対象外です。ただし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用して運搬した場合は報告する必要があります。

Q 4 テナントビルに入居しており、ビル管理会社が管理票を交付しているが、報告は必要か？

ビル管理会社が交付した管理票については、ビル管理会社が報告しますので、入居しているテナントは報告の必要はありません。

ただし、「ビル管理会社が交付した管理票」と「自社が交付した管理票」の両方が存在する場合は、「自社が交付した管理票」についてのみ自社より報告してください。

※ テナントビルでは、各テナントに代わって管理会社等が管理票を交付することができます。

ただし、その場合においても排出者は各テナントであるため、委託契約はそれぞれ各テナントとおこなってください。

2 報告書の作成、提出について

Q 5 報告書の年度はいつを記入すればよいか？

実績の年度を記入してください。

たとえば令和6年6月30日が提出期限の報告書は、「令和5年度」です。

なお、令和5年度とは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間を差します。

Q 6 小売業をしており、**市内**に 10 店舗ある。個々の店舗について作成するのは大変なので、1 事業場にまとめて報告書を作成したいが、かまわないか？

1 事業場にまとめて作成することはできません。事業場（店舗）ごとの報告書を作成してください。なお、報告書の提出は、本社等から一括して送付してもかまいません。

Q 7 建設工事の場合は、**市内**の各工事現場の実績をまとめて 1 事業場として作成することになっている（3 ページ）。しかし、工事現場の数が多く、1 事業場としてまとめる負担が大きい。工事現場ごとに報告書を作成することを認めてもらえないか。

市内の各工事現場の実績をまとめることが難しい場合は、工事現場ごとに作成してもかまいません。

Q 8 年度途中で事業場が移転したが、移転前と移転後をまとめて 1 事業場として作成してもよいか？

移転前と移転後を別々に作成してください。

移転前の記入方法は、「報告者欄」には、移転後の住所を記入し、「事業場所在地」には、旧住所（旧：東京都八王子市△△*-*-*）と記入してください。また、移転日を余白に記入してください。移転後の報告書は通常の記入方法と同様です。

Q 9 会社独自の様式で報告することは可能か？

独自の様式での提出はできません。決められた様式を使用してください。

ただし、次の改変は可能です。

- ① 行数の増減（4 行を 5 行に変更など）
- ② 枠の大きさの調整（「運搬先の住所」欄を広くするなど）

3 記入方法について（1） : 報告者、事業場の情報

Q 10 法人の場合、報告者は会社の代表者（代表取締役など）でなければならないのか？

原則として代表者（代表取締役、理事長、区市町村長など）ですが、社内で産業廃棄物の契約権限が委譲されている場合は、権限を委譲された方（支社長、支店長等）の名前でもかまいません。

Q 11 社印・代表者印の押印は不要ということになっているが、押印してもかまわないか？

押印してもかまいません。

Q 12 昨年 10 月に、A 社が B 社に吸収合併されて C 社となった。A 社の実績について報告する際、「報告者」は A 社の名称を記入するのか？

「報告者」には、C社の名称を記入してください。なお、事業場名は「旧A社」「旧B社」「C社」と、3事業場分をそれぞれ作成してください。

Q13 産業廃棄物の排出場所が無人の倉庫で、電話が無い。事業場の電話番号には何を記入すればよいのか？

電話が無い場合は、事業場の電話番号は空欄でかまいません。

4 記入方法について（2）：管理票について（廃棄物の種類、運搬先等）

Q14 「建設系廃棄物マニフェスト」を使用しているが、廃棄物の種類が表2（13～14ページ）と異なっている。廃棄物の種類はどれを選べばよいのか？

次の表を参照してください。

建設系廃棄物マニフェスト 記載内容	本報告書に記入する産業廃棄物の種類 (表2の項目)
03 その他がれき類	(16) がれき類
07 混合（安定型のみ）	(44) 建設混合廃棄物（安定型のみ）
11 建設汚泥	(2) 汚泥
15 廃石膏ボード	(14) ガラス・コンクリート・陶磁器くず
16 混合（管理型含む）	(45) 建設混合廃棄物（管理型を含む）
08、17 石綿含有産業廃棄物	(23～30) 廃棄物種類(石綿含有産業廃棄物) ※品目のチェック欄を確認して、廃棄物の種類も記入してください。

Q15 特定有害産業廃棄物 1g を処理委託した。量がわずかであるが、トン単位で記入する必要があるか？

トン単位で記入する必要があります。なお、排出量が 1g 未満の場合は、排出量にかかわらず「0.000001t」と記入してもかまいません。小数点以下が7桁より多くなる場合は小数点7桁目を四捨五入してください。

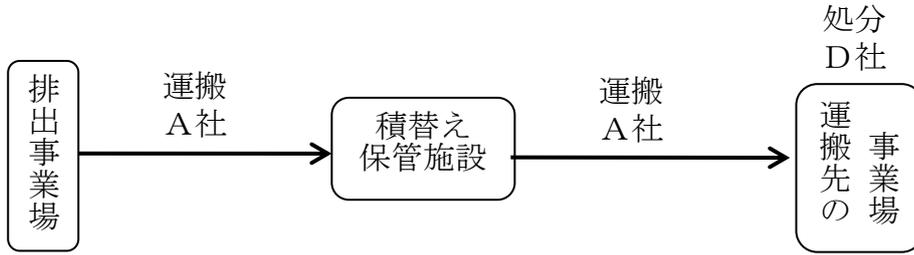
Q16 「処分場所の住所」には何も記入しなくてもよいのか？

通常、「処分場所の住所」は「運搬先の住所」と同じであるため、記入する必要はありません。様式第三号の「備考6」を参照してください。

Q17 マニフェストの「積替え又は保管」に住所が記載されている。この住所を報告書に記入する必要があるのか？

運搬受託者が1社の場合は、記入する必要はありません。

運搬受託者が2社以上の場合は、記入する必要があります。2社以上の記入方法は、Q18を参照してください。



番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号 ①	運搬受託者の氏名又は名称 ②	運搬先の住所 ③ **** 運搬先の事業場(処分事業場)のD社住所	処分受託者の許可番号 ④	処分受託者の氏名又は名称 ⑤	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	1.2	1	A社の許可番号	A社	**** 運搬先の事業場(処分事業場)のD社住所	D社の許可番号	D社	

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日 平成 年 月 日 交付番号 000000000 0 登録番号 氏名 (印)

事業者 (排出者) 氏名又は名称 株式会社八王子製造所 事業 (排出) 名称 ○×工場
住所 〒 東京都八王子市○○町** 所在地 〒 東京都八王子市△△*ー

産業廃棄物 種類 (普通) 0100 燃えがら 0200 汚泥 0300 廃油 0400 廃酸 0500 廃アルカリ 0600 廃プラスチック類 0700 紙くず 0800 木くず 0900 繊維くず 1000 動物性残さ 1100 ゴムくず
種類 (特別管理) 1200 金属くず 1300 ガラス・陶磁器くず 1400 鉱さい 1500 かれき類 1600 家畜のふん尿 1700 家畜の死体 1800 ばいじん 1900 13号廃棄物 2000 動物系固形不要物
7000 引火性廃油 7010 引火性廃油(有害) 7100 強酸 7110 強酸(有害) 7200 強アルカリ 7210 強アルカリ(有害) 7300 感染性廃棄物 7400 PCB等 7410 7420 7421 廃石棉等 7422 指定下水汚泥 7423 鉱さい(有害)

数量 (及び単位) 1.2 荷姿 バラ
産業廃棄物の名称 廃プラスチック類
有害物質等 処分方法 破碎
備考・通信欄

中間処理 産業廃棄物 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)
 帳簿記載のとおり 当欄記載のとおり

最終処分 場所 名称/所在地/電話番号
 委託契約書記載のとおり

運搬受託者 ① ② A社
住所 〒 A社 運搬許可住所
電話番号

処分受託者 ④ ⑤ D社
住所 〒 D社 処分許可住所
電話番号

運搬先の事業場 (処分事業場) ③ 名称 D社
住所 〒 D社 処分施設住所
電話番号

積替え ⑥ 名称 A社
住所 〒 A社 積替保管場所住所
電話番号

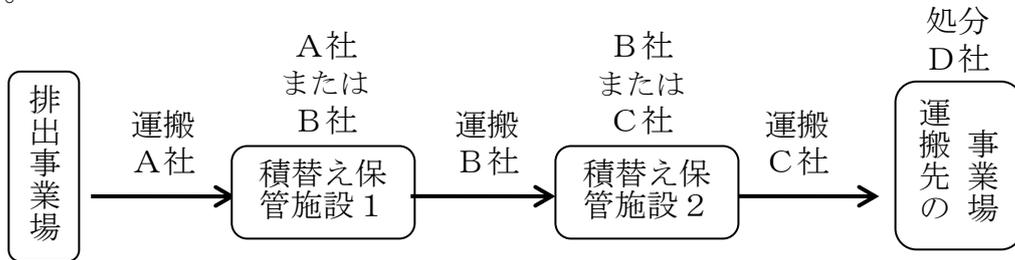
①、④の許可番号については委託契約書を確認し、下6桁(全国共通)を記入してください。

発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会

照合確認 B2票 平成 年 月 日
D票 平成 年 月 日
E票 平成 年 月 日

Q18 複数の収集運搬業者がリレー方式で運搬した場合（区間委託を行った場合）の記入方法は？

各収集運搬業者の運搬先を、運搬の順番がわかるように記入します。次の例を参考にしてください。



番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	0.1	1	① A社の許可番号	② A社	③ 「運搬先の事業場(区間1 積替保管にチェック有)」のB社住所	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> 処分をしていないため空欄 </div>		
2	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 「番号1」についての報告のため空欄 </div>	④ B社の許可番号	⑤ B社	⑥ 「運搬先の事業場(区間2 積替保管にチェック有)」のC社住所					
3		⑦ C社の許可番号	⑧ C社	⑨ 「運搬先の事業場(処分施設にチェック有)」のD社住所	⑩ D社の許可番号	⑪ D社			

Q19 再委託を行った場合の記入方法は？

次の例を参考に記入してください。

(1) A社がB社に収集運搬を再委託した場合

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	2.1	1	A社の許可番号	A社(再委託)	〒			〒
2				B社の許可番号	B社	〒***-**** 「運搬先の事業場(処分事業場)」のC社住所	C社の許可番号	C社	〒

(2) E社がF社に処分を再委託した場合

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃プラスチック類	1.1	1	D社の許可番号	D社	〒***-**** 「運搬先の事業場(処分事業場)」のE社住所	E社の許可番号	E社(再委託)	〒
2						〒***-**** 「運搬先の事業場(処分事業場)」のF社住所	F社の許可番号	F社	〒

5 産業廃棄物処理業者（中間処理業者）に関するもの

Q20 中間処理後の残さ物についてのマニフェスト(二次マニフェスト)も報告対象か？

報告対象です。

Q21 自社の排出した廃棄物についてのマニフェスト（一次マニフェスト）と二次マニフェストは、別々に報告する必要があるのか？

区別せずに報告できます。産業廃棄物の種類、運搬受託者、運搬先及び処分受託者が同じであれば、一次マニフェストと二次マニフェストについて、枚数及び排出量を合計してください。

6 その他

Q22 報告書を提出しない場合、罰則があるのか？

以下の流れによって、罰則があります。

- (1) 報告書が提出しただけでない場合は、報告書を提出するよう勧告する場合があります（法第12条の6第1項）。
- (2) 勧告に従わなかった場合は、その旨を公表します（法第12条の6第2項）。
- (3) 勧告に従わなかった旨を公表された後も正当な理由なしに報告書を提出しなかった場合は、報告書の提出を命令します（法第12条の6第3項）。
- (4) 命令に従わなかった場合は、罰則の対象となります（法第27条の2第11項、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）。

Q23 報告書に受付印を押印したものを返却してほしいが、可能か？

窓口で報告書を2部持参した場合に限り、受付印を押印します。郵送の場合は、控えの返却は行いません。

Q24 報告書を提出後に誤りに気づいたが、どうすればよいか？

次の2点を提出し、余白に朱書きで「再提出」と記載してください。

- ① 訂正後の報告書
- ② 訂正内容を記載した書類（例えば、提出済みの報告書のコピーに朱書き、またはマーカー等で訂正内容がわかるように記載したもの）

Q25 過年度分の報告書を提出していなかった。今から提出してもよいか？

該当する実績年度を記入して、提出してください。

Q26 担当者が変更になり、提出しているかわからない。どうすればよいか？

余白に「提出してるかわからないため再提出」と、朱書きで記入し提出してください。

Q27 法律で報告書の提出を義務付けた目的は何か？

行政が産業廃棄物の流れを把握できるようにすることが目的です。
環境省の通知文「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（通知）」（平成18年12月27日付環産発第061227006号）に記載されています。

Q28 報告の提出について、案内文や報告書様式などが八王子市から送付されるのか？

案内文・様式は送付しておりません。

様式についてはホームページからダウンロードする等（4ページ参照）により、入手してください。